

令和7年3月11日 開会
令和7年3月26日 閉会
令和7年3月 定例会

川南町議会会議録

川南町議会事務局

令和7年第1回(3月)川南町議会定例会会期表[16日間]

目 次	月 日	曜	摘 要
第 1 日	3月11日	火	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第 2 日	3月12日	水	議案熟読
第 3 日	3月13日	木	一般質問
第 4 日	3月14日	金	本会議(補正予算議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第 5 日	3月15日	土	休会
第 6 日	3月16日	日	休会
第 7 日	3月17日	月	常任委員会
第 8 日	3月18日	火	本会議(補正予算委員長報告・討論・採決) (議案質疑・委員会付託) 常任委員会
第 9 日	3月19日	水	常任委員会
第10日	3月20日	木	休会
第11日	3月21日	金	常任委員会
第12日	3月22日	土	休会
第13日	3月23日	日	休会
第14日	3月24日	月	常任委員会
第15日	3月25日	火	常任委員会
第16日	3月26日	水	本会議(委員長報告・討論・採決)

目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

第1号 (3月11日)

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	4
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名について	5
町政運営方針について	5
議案上程・提案理由説明・議案質疑(議案第3号～第4号)	8
討論・採決(議案第3号～第4号)	9
議案上程・提案理由説明(議案第5号～第17号)	10
議案上程・提案理由説明(議案第18号～第20号)	13
議案上程・提案理由説明(議案第21号～第30号)	18
散 会	32

第2号 (3月13日)

本日の会議に付した事件	33
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	34
開 議	35
一般質問	35
1中瀬 修	35
2徳弘 美津子	48
3蓑原 敏朗	60
散 会	69

第3号（3月14日）

本日の会議に付した事件	70
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	71
開 議	72
議案質疑・委員会付託(議案第18号～第20号)	72
散 会	78

第4号（3月18日）

本日の会議に付した事件	80
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	82
開 議	83
委員長報告・討論・採決(議案第18号～第20号)	83
議案質疑・委員会付託(議案第5号～第17号)	88
議案質疑・委員会付託(議案第21号)	93
議案質疑・委員会付託(議案第22号～第30号)	96
議案上程・提案理由説明・議案質疑・委員会付託(議案第31号)	100
閉 会	104

第5号（3月26日）

本日の会議に付した事件	105
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	107
開 議	108
委員長報告・討論・採決(議案第5号～第17号)	108
委員長報告・討論・採決(議案第21号～第30号)	116
委員長報告・討論・採決(議案第31号)	127
議案上程・提案理由説明・採決(同意第2号)	131
議案上程・提案理由説明・採決(同意第3号)	132
議員派遣の件	133
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	133
議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件	133
閉 会	133

川南町告示第32号

令和7年第1回(3月) 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年3月4日

川南町長 宮崎 吉敏

1 期日 令和7年3月11日

2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番 小嶋 貴子 議員	2番 今井 孝一 議員
3番 中瀬 修 議員	4番 金丸 和史 議員
5番 河野 浩一 議員	6番 北原 輝隆 議員
7番 江藤 宗武 議員	8番 岸本 茂樹 議員
9番 永友 美智子 議員	10番 河野 祯明 議員
11番 萩原 敏朗 議員	12番 德弘 美津子 議員
13番 中村 昭人 議員	

○ 不応招議員(なし)

令和7年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和7年3月11日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年3月11日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 諸般の報告について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名について(中瀬修議員・金丸和史議員) |
| 日程第4 | 町政運営方針について |
| 日程第5 | 議案第 3号 工事請負契約締結について |
| 日程第6 | 議案第 4号 財産の取得について |
| 日程第7 | 議案第 5号 川南町経済推進会議設置条例を定めるについて |
| 日程第8 | 議案第 6号 川南町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第9 | 議案第 7号 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第 8号 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第 9号 川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第10号 固定資産評価員及び固定資産評価補助員条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第11号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第12号 川南町学校給食共同調理場条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第13号 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第14号 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第15号 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第16号 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第17号 川南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第20 | 議案第18号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第16号) |
| 日程第21 | 議案第19号 令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算(第3号) |

- 日程第22 議案第20号 令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算
(第1号)
- 日程第23 議案第21号 令和7年度川南町一般会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和7年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和7年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和7年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和7年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和7年度川南町水道事業会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和7年度川南町下水道事業会計予算

出席議員(13名)

1番 小嶋 貴子議員	2番 今井 孝一議員
3番 中瀬 修議員	4番 金丸 和史議員
5番 河野 浩一議員	6番 北原 輝隆議員
7番 江藤 宗武議員	8番 岸本 茂樹議員
9番 永友 美智子議員	10番 河野 祐明議員
11番 萩原 敏朗議員	12番 德弘美津子議員
13番 中村 昭人議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博君 書記 大塚 隆美君

説明のために出席した者の職氏名

町長	宮崎 吉敏君	副町長	
教育長	平野 博康君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴君
総務課長	小嶋 哲也君	まちづくり課長	稲田 隆志君
財政課長	川崎 紀朗君	税務課長	米田 政彦君
町民健康課長	渡邊 寿美君	福祉課長	河野 賢二君
環境課長	甲斐 玲君	産業推進課長	河野 英樹君
農地課長	新倉 好雄君	建設課長	黒木 誠一君
上下水道課長	大塚 祥一君	教育課長	三好 益夫君
代表監査委員	永友 靖君		

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。

ただいまから令和7年第1回川南町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。

携帯電話は電源を切るかマナーモードにしていただくようお願いをいたします。

傍聴人の皆様に申し上げます。

議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明することはできません。

また、写真、動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願いをいたします。

日程第1「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、例月現金出納検査の結果については、お手元にお配りしてあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から26日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から26日までの16日間に決定しました。

日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中瀬修議員及び金丸和史議員を指名します。

日程第4「町政運営方針について」

町長から町政運営方針について所信表明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） おはようございます。町政運営方針を発表いたします。

一つ、はじめに。

令和7年第1回川南町議会定例会の開会に当たり、町政運営に対する私の所信を申し上げます。

3月2日の川南町議会議員選挙において、町民の負託を受け当選されました議員の皆様に

は、心よりお喜び申し上げます。

令和6年8月11日に町長に就任以来、議員各位をはじめ町民の皆様に深い御理解と御協力を賜り、町政運営に当たらせていただいていることに心から感謝申し上げます。

「輝き魅力あふれるまちづくり」を掲げ、町民一人一人が夢や希望を持ち、心豊かに生活を過ごすために、安全、安心、安定したまちづくりを進めてまいります。

昨年は、1月1日の能登半島地震、2日には日本航空機と海上保安庁機との衝突事故がありました。お亡くなりになられた方々、被災者の方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、宮崎においては、8月8日にマグニチュード7.1の地震が日向灘沖で発生し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されました。

さらに、8月末の台風10号、10月22日の集中豪雨による土砂災害等の被害に加え、本町におきましては、12月3日に病原性鳥インフルエンザの発生など、自然災害等の多い、厳しい1年でした。

今年は、川南町にとって明るく、希望にあふれる年になると信じています。

町民一人一人が生きがいを持ち、誰もが暮らしやすく、誇れるまちを目指し、デジタル化の推進、持続可能な社会の実現など、新たな時代への基盤を整えてまいります。

議員各位、町民の皆様には、御理解、御協力を願い申し上げます。

二つ、令和7年度に取り組む事業。

町内4団体、JA宮崎尾鈴地区本部、川南町商工会、川南町漁業協同組合、川南町観光協会と力を合わせ、民間活力を最大限に生かしたまちづくりを推進していくため、各種団体のトップで構成された会議を年4回開催する考えです。

また、若い世代を中心とした川南町経済推進会議を新たに設置し、斬新なアイデアを広く募り、輝ける町の未来に向けて政策を提案していきます。

町民が主役であることを念頭に各種事業を推進してまいります。

①人口減少、少子化対策

現在、人口減少対策、子育て支援対策、担い手育成等に関する様々な施策を実施しています。こうした施策を含め、町の魅力を発信し、住みたいまち、選ばれるまちを目指します。

また、各分野で活躍されている方々を、町内をはじめ広く発掘し、新たに移住支援アドバイザーとして配置したいと考えております。

町内定住・移住の推進には、川南町が魅力あふれるまちになることが不可欠です。

②自主防災組織の拡大推進

近年の激甚化する自然災害等に対応した安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域のつながりが非常に重要です。隣近所、顔の見える付き合いを意識し、互いに支え合う絆を創出することが、自分たちの地域は自分たちで守るという意識につながります。そのため

にも自主防災組織の結成推進に力を入れていきます。

「災害から町民を守る」という強い意志を持って取り組みます。

③町内産業の育成・活性化

各種事業者に対する支援策が進められています。その推進を維持拡大しながら、さらに地域内資金循環を促進して経済の活性化を図ります。

また、ふるさと納税事業が安定してまいりました。このことは、町内事業者の育成、活性化に大きく寄与しているものと考えています。町内事業者の皆様が全国から御注文をいただき、送料の負担がなく、事業を拡大できることは大変喜ばしいことです。今後も法令を遵守し、トラブルを起こすことなく、事業者の皆様とともに成長・拡大を目指してまいります。このことが、自主財源確保にも多大な貢献をいたしております。

基幹産業である農林水産業においては、収益向上を図り、安定した経営を支援します。そして得られた収入を町内で消費していただくことで、資金循環を促進し、商工業の活性化につなげます。そのためにも、電子地域通貨事業を推進いたします。

また、町有財産の洗い直し、利活用を推進します。その上で、民間資本の活用を進めてまいります。

④教育の充実・人材育成

川南町の活性化や発展には人材育成が最重要であります。川南町の将来を担っていく子ども達には、こころ豊かな人に成長するために、素晴らしい環境の下で学業に励んでいただき、学力の向上を図ることで、人材育成につなげます。そのために、中学校統合につきましては、教育委員会の方針を尊重し、最大限の協力を行います。

人材育成のためには、キャリア教育も大切です。子どもも大人も地域との関わりを大切にし、地域とともに学び、誰一人とり残すことのない教育を行うことで、地域に根ざした人材を育成します。また、川南町の財産である文化財の保存に努め、その歴史を学ぶことで、地域を愛する人を育てます。

⑤デジタル・トランスフォーメーションの推進

国が進める自治体情報システムの標準化・共通化への移行が来年度末に予定されています。住民の皆様にとって大きな影響のある20業務システムが移行します。これらのシステム移行を滞りなく進めるとともに、何度も同じ内容を記入する必要のないワンストップの推進、オンライン手続の拡大など、デジタルの力を活用した住民の皆様にとって利便性の高い行政サービスの提供を目指します。

併せて、これらのデジタル・トランスフォーメーションを押し進めることにより、効率的な行政運営やデータ活用による意思決定の補助など、地域の課題やニーズを正確に把握するとともに、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていきます。

三、終わりに。

10月から始まった町議会議員解散請求の動きから3月の町議会議員選挙までについては、「町民の皆様に寄り添い、町民の皆様のために」ということが問われたものだと考えています。

町民を第一に、川南町に生まれ育った人、川南町を選び進んでいただいた人、町民の一人一人が豊かさ・幸せ・喜びを感じられる魅力あふれるまちづくりを目指し、その価値観を新たに町民から負託を受け、選ばれた議員の皆様と共有することで、様々な課題を解決していくと信じています。

一つ一つの課題に真摯に向き合い、町の先頭に立ち「輝き魅力あふれるまちづくり」を達成するため誠心誠意努力してまいります。

議員各位におかれましても、町政運営に格別の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

○議長（中村 昭人議員） 以上で町政運営方針について所信表明を終わります。

日程第5「議案第3号工事請負契約締結について」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第3号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、川南町文化ホール図書館複合施設エレベーター更新工事について、随意契約により、三菱電機ビルソリューションズ株式会社 西日本支社 役員理事支社長 古渡昭之氏を相手方とした契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第3号の質疑を終わります。

日程第6「議案第4号財産の取得について」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第4号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、教師用教科書、指導書及び指導用準教材購入について、随意契約により、宮崎県教科図書販売株式会社 取締役社長 田中秀毅氏を相手方とし、財産を取得するため、

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

全員議員控え室に御移動願います。

午前9時26分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

議案第3号工事請負契約締結について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号工事請負契約締結については、原案のとおり可決されました。

議案第4号財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決をします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第5号川南町経済推進会議設置条例を定めるについて」、日程第8「議案第6号川南町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を定めるについて」、日程第9「議案第7号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、日程第10「議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第11「議案第9号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」、日程第12「議案第10号固定資産評価員及び固定資産評価補助員条例の一部改正について」、日程第13「議案第11号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、日程第14「議案第12号川南町学校給食共同調理場条例の一部改正について」、日程第15「議案第13号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第16「議案第14号川南町営住宅管理条例の一部改正について」、日程第17「議案第15号川南町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第18「議案第16号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第19「議案第17号川南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」、以上13議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本13議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第5号は、本町の各産業団体等で活躍する若い世代の意見を広く聴取し、官民一体となり強い地域経済づくりを図るとともに、次代を担う産業振興施策を構築することを目的として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例を定めるものです。

私は、町の基幹産業である農業漁業につきましては、就任当初から各団体等との対話を何より重視すると同時に、基幹産業がたどってきた栄枯盛衰も振り返りながら、未来につながる効果的な投資と支援を本格的に進めてまいりたいと考えております。

さらに、第一次産業が栄え潤うことから、地域内資金循環を強力に推進し、町外への資金流出を極力減らす仕組みを一層強化することが本町及び商工業の活性化につながる信じています。

その実現のためには、町内在住又は町内に勤務する50歳未満の若い世代にお集まりいただき、町内における各産業の諸課題や将来の進むべき方向性について議論や協議等を行っていただくことに加え、その結果等を年間1回程度、町に対して提言する新たな組織を設立したいと考えております。

結びに、頂戴した御提案をもとに、町執行部で検討・研究し、その後の産業振興施策に生かしていくため、本条例を定めるものです。

次に、議案第6号は、公益社団法人 宮崎県農業振興公社が実施する草地畜産基盤整備事業に要する費用について、受益者からの分担金の徴収が必要になることから、地方自治法第224条の規定に基づき、条例を定めるものです。

次に、議案第7号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の一部改正により、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号は、国の人事院勧告に伴い、国家公務員の「一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」を参考に条例の一部を改正するものです。

次に、議案第9号は、第2条特殊勤務手当の区分に新たに「災害応急作業等手当の特殊勤務手当」を追加し、第6条で異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う作業に従事したものに対して、1日につき500円を支給できるよう条例の一部を改正するものです。

次に、議案第10号についてですが、固定資産評価員は、地方公務員法第3条第3項第1号に規定する特別職であることから、非常勤である場合には、地方自治法第203条の2第1項の規定により報酬を常勤である場合には、同法第204条第1項の規定により給料をそれぞれ支給しなければならないことになっていますが、改正前条例第3条の規定では誤解を招くおそれがあることから条文を改め、併せて条例全体を整備するものです。

次に、議案第11号は、町外の方で子育て支援センターを利用する際の使用料を、これまでの1年間の使用料に加え、1日当たりの使用料を設定することで、利便性の向上と利用者の増加を目的として見直しを行うものです。

次に、議案第12号は、条例で引用している学校給食法の条が改正により変更になっているため、改正を行うものです。併せて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に基づき設置する教育機関として定義を行うものです。

次に、議案第13号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い改正するもので、栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったため、児童福祉施設の運営等に関する要件として、栄養士の配置が必要であったものを、栄養士の免許を有さない管理栄養士を配置した場合でも要件を満たすことができるよう改訂を行います。

次に、議案第14号は、現在、新規入居募集を停止している長屋住宅のうち、町営昭和住宅3棟8戸を解体しましたので設置戸数の修正を行うため、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第15号は、本条例の附則において、新型コロナウイルス感染症に関わる傷病手当金について規定していましたが、令和5年5月8日に、5類感染症に位置付けられ、これに対する保険給付を受けることができる期間の2年を経過することから、附則第2条から第4条を削除するものです。

次に、議案第16号は、県の道路占用料が改定されたことに伴い、本町においても、道路占

用料の額を改めるため、道路占用料の額を定めた別表を改正するものでございます。

次に、議案第17号は、企業職員に給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため改正するものです。

また、附則で、建設業法施行令の改正に伴う川南町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正を行うものです。

以上13議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願ひいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第6号川南町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を定めるについて、その補足説明を申し上げます。

畜産経営を取り巻く状況は、配合飼料の主原料となりますトウモロコシ相場の値上がりや、長引く円安に伴い、飼料価格の高止まりが今もなお続いている状況にあり、畜産生産者の経営を圧迫しております。

よって、今後の畜産経営は、このような外部的かつ構造的な問題に左右されにくい生産基盤を整えていく必要があります。

そのためには、自給飼料の生産拡大が何より効果的です。

また、生産拡大には、総労働時間の約2割を占めるとされる飼料栽培等の作業効率化が求められております。

このようなことから、町は公益社団法人 宮崎県農業振興公社が実施する国の「草地畜産基盤整備事業」に参画し、よりよい自給飼料生産の体制づくりに取り組みたいと考えております。

なお、同事業に要する費用負担につきましては、制度上、受益者からの分担金を町が徴収しなければならないことから、地方自治法第224条の規定に基づき、条例を定めるものです。

以上で補足説明を終わります。

○総務課長（小嶋 哲也君） 議案第7号から議案第9号につきまして補足説明を申し上げます。

議案第7号は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の一部改正により、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲が、これまで3歳に満たない子のある職員であったものが、小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されました。

また、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備として、職員に対する介

護両立支援制度に係る研修の実施。介護両立支援制度等に関する相談体制の整備など必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するものです。

次に、議案第8号は、人事院勧告により民間給与との格差を埋めるため、国は若年層からおおむね30歳代後半までの職員に重点を置きつつ、全俸給表の水準を引き上げるとともに、配偶者扶養手当を廃止し、子に係る手当を1万3000円に引き上げるなど、諸手当の見直しを行いました。

この人事院勧告を参考に、地方公務員法で定める均衡の原則に基づき、川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第9号は、第2条特殊勤務手当の区分に、大規模災害等に対応するための「災害応急作業等手当の特殊勤務手当」を追加するものです。

異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視、災害調査、応急作業、災害警備、避難救助、避難所運営及び罹災証明に係る家屋調査に従事したとき、又はこれらに相当する作業で、心身に著しい負担を与える作業に従事した者に対して、1日につき500円を支給するものです。

以上で補足説明を終わります。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 議案第17号について補足説明を申し上げます。

水道事業は、365日、24時間いつでも安定的に給水する必要があることから、執務時間外において施設の異常や漏水事故などが発生した場合に備えるため、監視システムを導入し、施設に異常があった場合には、業務用情報端末にメッセージが届くようにしています。施設担当職員には、当該情報端末を常に携帯させ、執務時間外であっても待機させている状態です。

水道施設は、創設後約50年が経過し、施設が老朽化していることなどから、施設の異常、漏水事故等が増加傾向にあり、職員を常時待機させる重要性が高まっていることなどから、特殊勤務手当を新たに設けるものです。

なお支給額につきましては、公営企業規程で月額5,000円と定めることとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第20「議案第18号令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）」、日程第21「議案第19号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第22「議案第20号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）」、以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第18号から議案第20号までにつきまして、その提案理由を御

説明申し上げます。

議案第18号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ5439万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億1370万7000円とするものでございます。

それでは、第1表の歳入から御説明いたします。

町税1億2714万1000円の増額は、町民税、固定資産税及び軽自動車税の収納見込みによるものであります。

地方譲与税331万4000円の増額は、森林環境譲与税の交付見込みによるものであります。

環境性能割交付金154万8000円の増額は、交付実績によるものであります。

地方交付税1億2239万4000円の増額は、普通交付税の交付額の増額決定と特別交付税の交付実績によるものであります。

分担金及び負担金228万8000円の減額は、農業関連災害復旧費分担金が主なものであります。

使用料及び手数料191万7000円の減額は、町公営住宅家賃が主なものであります。

国庫支出金1億736万7000円の減額は、農林水産業費国庫補助金の減額のほか、各事業の実績に基づくものであります。

県支出金6304万2000円の減額は、農林水産業費県補助金の減額のほか、各事業の実績に基づくものであります。

財産収入1986万1000円の増額は、土地売払収入及び立木売払収入が主なものであります。

寄附金1045万円の増額は、企業版ふるさと納税の寄附実績が主なものであります。

繰入金2050万円の減額は、公共施設等整備基金繰入金が主なものであります。

諸収入1990万円の増額は、西都児湯環境整備事務組合過年度精算金が主なものであります。

町債5510万円の減額は、農業債の経営事業負担金が主なものであります。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

議会費234万6000円の減額は、各事業の実績に基づく減額であります。

総務費5億4966万3000円の増額は、各事業の実績に基づく減額に対し、財政調整基金積立金の増額が主なものであります。

民生費2204万2000円の減額は、物価高騰対応重点支援事業における不足額給付分の増額と児童措置費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

衛生費7498万9000円の減額は、予防費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

農林水産業費1億6787万6000円の減額は、農業振興費及び県営土地改良事業費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

商工費2092万7000円の減額は、観光費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

ります。

土木費1億3806万5000円の減額は、道路新設改良費、東九州自動車道対策費及び都市計画総務費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

消防費16万円の増額は、各事業の実績に基づく減額に対し、水道管布設替負担金の増額が主なものであります。

教育費5412万9000円の減額は、中学校費の学校管理費のほか、各事業の実績に基づく減額が主なものであります。

災害復旧費727万7000円の減額は、道路橋りょう災害復旧費の実績に基づく減額が主なものであります。

公債費777万8000円の減額は、借入額変更に伴う償還金の減額であります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明いたします。

総務費の電算室間仕切工事600万円、民生費の物価高騰対策重点支援事業6600万円、衛生費の地元管理生活用水施設整備事業500万円、農林水産業費の畜産酪農収益力強化総合対策基金事業1億2919万3000円、商工費の産業用地適地調査業務委託料770万円をそれぞれ追加するものです。

最後に、第3表地方債補正について御説明いたします。

地方債につきましては、各事業の実績等に基づき増額及び減額の変更をするものであります。

次に、議案第19号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3974万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7658万6000円とするものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金2517万7000円、支払基金交付金2655万3000円、県支出金1895万1000円、繰入金7490万8000円を減額しております。

歳出の主なものとして、総務費676万8000円、保険給付費1億1971万2000円、地域支援事業費497万1000円、保健福祉事業費789万円を減額しております。

次に、議案第20号は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382万1000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、畜産用水管理事業収入を72万9000円減額するものです。

歳出につきましては、畜産用水管理事業費を72万9000円減額するものです。

以上3議案、補足説明のあるものにつきましては、担当課長に補足説明させますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があればこれを許します。

○財政課長（川崎 紀朗君） 議案第18号の財政課関連の繰越明許費歳入及び歳出について、その主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

まず、繰越明許費について御説明いたします。

8ページをお願いします。

2款1項総務管理費、電算室間仕切工事600万円は、間仕切り方法の変更により材料が増加し、年度内に增加分の材料の入荷が見込めないため、繰り越すものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

40、41ページをお願いします。

21款町債は、各事業費実績による減額であります。公共土木施設災害復旧債につきましては、工事費を予算化した時点では、県との起債の協議が終わっていなかったため、今回追加しています。

最後に、歳出について御説明いたします。

46、47ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費の増額につきましては、各事業費の実績及び額の確定に伴う減額に対し、追加交付された普通交付税に含まれる臨時財政対策債償還基金費分を積み立てる、町債管理基金積立金2426万1000円の増額が主なものであります。

54、55ページをお願いします。

2款1項11目財政調整基金費の増額につきましては、全体的な歳入の増額分や歳出の減額分を財政調整基金に6億226万5000円積み立てるものでございます。

以上で財政課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（河野 賢二君） 議案第18号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

62から63ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、物価高騰対応重点支援事業（不足額給付）給付金6300万円は、令和6年度に実施した調整給付において、令和6年分所得税額の確定を待った場合、速やかな支援が行えないことから、令和5年の所得等をもとに推計した「令和6年分推計所得税額」を用いて給付額を算定していたため、「令和6年分所得税額」が確定した後に、本来給付すべき額と調整給付との間で不足額が生じた方に、不足する額を1万円単位で切り上げて給付するものです。

以上で福祉課の補足説明を終わります。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 議案第18号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

66から67ページをお願いします。

3款1項6目後期高齢者医療費の18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金1041万9000円につきましては、宮崎県後期高齢者医療広域連合への負担金の確定による増額です。

以上で町民健康課関連の補足説明を終わります。

○環境課長（甲斐 玲君） 議案第18号の環境課関連の繰越明許費につきまして補足説明を申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項衛生費、地元管理生活用水施設整備事業500万円は、白髭地区の井戸の掘削において、1本目の水脈の水量が少なく、2本目の井戸を掘る必要が生じました。

のことから、年度内での給水施設の設置の完了が厳しい状況にあり、予算の執行が見込めないことによるものです。

以上で環境関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第18号、産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

8ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正1追加の6款1項農業費、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業1億2919万3000円は、株式会社森鷗卵場の新施設にオランダのメーカーが製造する設備を導入する予定ですが、発電機の電圧が特殊仕様であることに加え、国内の非常用発電機の需要増、製造部品の供給逼迫により工期が延長となり、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

同じく7款1項商工費、産業用地適地調査業務委託料770万円は、新たな工業団地立地の可能性を検討し、産業用地の適地を選定するため、令和6年12月5日から日本工営都市空間株式会社宮崎事務所と契約を締結し、当該事業に着手しておりますが、年度内に事業完了が見込めないため繰り越すものです。

76、77ページをお願いします。

77ページの中段あたりになります。

6款1項3目18節負担金補助及び交付金中、初期投資促進事業補助金1398万8000円の減額は、トレーニングハウス修了生が就農する際に必要となる機械等の補助について実績に基づき減額するものです。

78、79ページをお願いします。

79ページの上段あたりになります。

同節負担金補助及び交付金中、新規就農者用ハウス整備補助金1124万4000円の減額は、トレーニングハウス研修生が就農するハウス補助金の町負担分について、入札残を減額するものです。

その下になります。

同節負担金補助及び交付金中、農山漁村振興交付金1672万4000円の減額は、トレーニングハウス研修生が就農するハウス補助金の国庫負担分について、入札残を減額するものです。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第18号、建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

90、91ページをお願いします。

8款2項4目東九州自動車道対策費の12節委託料2500万円は、スマートインターチェンジ基本計画策定業務委託料の減額であります。

川南町に設置するメリットや理由について検証が足りていないことから、検証期間を要するためです。

92、93ページをお願いします。

8款3項3目都市公園費の12節委託料350万円は、運動公園プール改修基本計画策定業務委託料の減額であります。

改修費や維持費が多大であることや、運動公園各種利用団体より多目的広場（ウォーミングアップ広場）の整備要望が出ているためです。

以上で建設課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午前10時45分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第23「議案第21号令和7年度川南町一般会計予算」、日程第24「議案第22号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第25号「議案第23号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第26「議案第24号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計予算」、日程第27「議案第25号令和7年度川南町介護保険特別会計予算」、日程第28「議案第26号令和7年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算」、日程第29「議案第27号令和7年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算」、日程第30「議案第28号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算」、日程第31「議案第29号令和7年度川南町水道事業会計予算」、日程第32「議案第30号令和7年度川南町下水道事業会計予算」、以上10議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本10議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第21号から議案第30号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第21号令和7年度一般会計予算につきまして、その提案理由を申し上げます。国の令和7年度の予算編成の考え方につきましては、我が国経済は600兆円超の名目GDP、33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環が動き始めている中、骨太方針2024に沿って、足下の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靭化、防衛力の抜本的強化をはじめとする我が国を取り巻く外交・安全保障環境の変化への対応、充実した少子化、子ども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じるとしています。

町における令和7年度当初予算編成につきましては、第6次川南町長期総合計画に基づき、各種施策を進めるとともに、緊急性必要性を加味し、各事業の予算を計上いたしました。

このようなことから、令和7年度の歳入歳出予算の総額は、127億5600万円となり、前年度当初予算と比較すると、6.2%の減となりました。

それではまず、第1表歳入につきまして御説明いたします。

町税は、17億2077万6000円の計上で、前年度比5.1%の増となりました。

地方譲与税は、1億2123万9000円を計上いたしました。

利子割交付金25万9000円、配当割交付金511万4000円、株式等譲渡所得割交付金507万7000円、法人事業税交付金2018万4000円をそれぞれ計上いたしました。

地方消費税交付金は、3億7233万8000円の計上で、前年度比2.6%の増となりました。

環境性能割交付金は、699万2000円、地方特例交付金は、1136万1000円をそれぞれ計上いたしました。

地方交付税は、22億8360万2000円の計上で、前年度比14.1%の増となりました。

交通安全対策特別交付金は、173万8000円、分担金及び負担金は、5443万8000円、使用料及び手数料は、1億776万5000円をそれぞれ計上いたしました。

国庫支出金は、12億9983万7000円の計上で、前年度比3.1%の増となりました。

県支出金は、8億6048万円の計上で、前年度比52.0%の減でございます。

財産収入は、2849万9000円を計上いたしました。

寄附金は、前年度と同額の30億円を計上いたしました。ふるさと納税であります。

繰入金は、25億1838万7000円の計上で、前年度比5.2%の減となりました。財政調整基金繰入金及びふるさと振興基金繰入金が主なものであります。

繰越金は、5000万円、諸収入は4711万4000円をそれぞれ計上いたしました。

町債は2億4080万円の計上で、前年度比31.1%の減となりました。農林水産業債、土木債及び教育債が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

議会費は、9435万4000円を計上いたしました。

総務費は、47億6996万4000円の計上で、主なものにつきましては、ふるさと納税展開事業として、ふるさと納税返礼品11億7750万円、ふるさと振興基金積立金9億5293万4000円、地方公共団体情報システム標準化共通化事業として、自治体システム標準化移行支援業務委託料5332万6000円、自治・協働の推進として、自治公民館活動費交付金3533万円などを計上いたしました。

民生費は、34億3288万8000円の計上で、主ものにつきましては、介護保険運営事業として、介護保険特別会計繰出金2億5907万1000円、障害福祉サービスの充実として、障害福祉サービス費5億4640万円4000円、障害児通所給付費1億4546万8000円、子ども・子育て支援の拡充として、私立保育園等委託料4億8240万3000円、児童手当3億6435万円などを計上いたしました。

衛生費は、5億7918万3000円の計上で、主ものにつきましては、子ども・子育て支援の拡充として予防接種委託料3761万円、健康づくりの推進として、がん検診委託料2489万円、ゴミ減量化・リサイクルの推進として、塵芥収集業務委託料5831万円、適正な行財政運営として、西都児湯環境整備事務組合負担金1億1967万1000円などを計上いたしました。

農林水産業費は、8億1788万5000円の計上で、主ものにつきましては、農業後継者の育成として、初期投資促進事業補助金2062万5000円、農業の振興として、持続的発展を目指す園芸支援事業補助金2000万円、ファイト酪農緊急支援事業補助金1548万円、農村環境の保全・整備として、多面的機能支払事業交付金6421万4000円、林業の振興として合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金1223万6000円、水産業の経営基盤の強化として、種子島周辺漁業対策事業補助金2561万円などを計上いたしました。

商工費は、2億2766万2000円の計上で、主ものにつきましては、商工観光業の振興として、特産品送料助成金7425万円、持続可能なまちづくり推進として、電子地域通貨プレミアム分助成金（県単）3000万円などを計上いたしました。

土木費は、8億7077万3000円の計上で、主ものにつきましては、道路環境の保全整備として、町道舗装打換え工事（垂門・甘付線）3913万1000円、町道改良工事1億433万円、運動公園の再整備として、運動公園園路照明施設設置工事4700万円、下水道の保全整備として、下水道事業経営基盤支援補助金1億3597万3000円、町の住環境の整備として、町営住宅共同アンテナ改修工事5220万円などを計上いたしました。

消防費は、3億600万6000円の計上で、主ものにつきましては、防災・減災対策として、東児湯消防組合負担金2億2902万7000円、消防団員年額報酬1000万8000円などを計上いたしました。

教育費は、9億2911万8000円の計上で、主ものにつきましては、子ども・子育て支援の

拡充として、学校給食費特別対策事業支援金（小中学校）合計7031万円、学校教育の充実として、入学支援給付金（小中学校合計）2200万円、文化・芸術活動の充実として、図書館文化ホール複合施設指定管理料8250万円などを計上いたしました。

災害復旧費は、3616万5000円で、主なものにつきましては、垂門・甘付線道路災害復旧工事2600万円などを計上いたしました。

公債費は、元金及び利子償還金として、前年度比0.2%減の6億8200万2000円、予備費に1000万円を計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

第2表は、地方自治法第214条の規定により、将来債務を負担する行為である債務負担行為を定めるもので、広域的コミュニティバス路線補助金の令和8年度530万円、学校給食共同調理場給食配送車1号車更新の令和8年度1223万2000円として、それぞれ限度額を計上いたしました。

最後に、第3表地方債について御説明申し上げます。

第3表は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債を定めるもので、歳出予算に計上した事業のうち、町債を充てるものについて、それぞれ限度額を計上いたしました。

次に、議案第22号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ24億455万9000円と定めるものでございます。

予算の総額は、前年度と比較して3409万2000円の減となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億5740万9000円、県支出金17億5750万3000円、繰入金2億8183万5000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費17億3142万6000円、国民健康保険事業費納付金6億447万8000円、保健事業費4490万円であります。

次に、議案第23号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億8045万6000円と定めるものでございます。

予算の総額は、前年度と比較して1735万4000円の増となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億7972万7000円、繰入金9332万9000円であります。

歳出の主なものは、総務費930万6000円、後期高齢者医療広域連合納付金2億6405万円であります。

次に、議案第24号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ787万3000円と定めるものです。

歳入の主なものは、繰入金787万1000円で、介護保険特別会計からの繰入金です。

歳出では、報酬615万9000円が主なもので、介護認定審査会委員報酬及び会計年度任用職

員報酬です。

次に、議案第25号は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億6734万5000円と定めるものです。

予算の総額は、前年度と比較して8762万1000円の減となっております。

歳入の主なものは、保険料3億3800万3000円、国庫支出金3億9035万9000円、支払基金交付金4億1204万4000円、県支出金2億3240万4000円、繰入金2億8347万6000円です。

歳出の主なものは、総務費の3119万8000円、保険給付費15億654万2000円、地域支援事業費8660万5000円、保健福祉事業費3031万6000円、諸支出金867万2000円を計上しております。

次に、議案第26号は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30万5000円と定めるものでございます。

歳入は、関係団体からの負担金4万7000円、一般会計からの繰入金10万8000円及び前年度繰越金15万円を計上するものです。

歳出の主なものは、委員報酬12万6000円を計上するものです。

次に、議案第27号は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ451万3000円と定めるものでございます。

歳入の主なものについては、畜産用水管理事業収入として、使用料451万円を計上するものです。

歳出の主ものについては、ダム用水使用料387万9000円を計上するものです。

次に、議案第28号は、歳入歳出それぞれ5億4545万1000円と定めるものです。

歳入につきましては、1款諸収入のうち事業収入が4億545万円、2款繰越金1億4000万円が主なものであります。

歳出につきましては、電子地域通貨取扱手数料5億4545万円及び一般会計繰出金1,000円を計上いたしました。

次に議案第29号は、業務の予定量を給水戸数6,600戸、年間総配水量は245万立方メートルと見積もっています。

主要な建設改良事業は、基幹管路更新工事2億4640万円、配水管布設替工事3960万円を計上しています。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益は3億8081万7000円を、水道事業費用は3億5656万4000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は1億200万円、資本的支出は3億9707万9000円を計上しております。

次に、議案第30号は、業務の予定量を排水戸数は1,600戸、年間処理水量は52万4718立方メートルと見積もっています。

主要な建設改良事業は、マンホールポンプ更新工事320万円、通浜浄化センター原水流入ポンプ更新工事200万円を計上しています。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益は2億3655万2000円を、下水道事業費用は1億6191万4000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入は27万円、資本的支出は7314万3000円を計上しております。

以上10議案、補足説明のある議案につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 補足説明があれば、これを許します。

○財政課長（川崎 紀朗君） 議案第21号の歳入及び財政課に関連する歳出について、その補足説明を申し上げます。

まずは歳入について御説明いたします。

16から19ページをお願いいたします。

1款1項町民税は、前年度比18.6%増、2項固定資産税は1.6%減、3項軽自動車税は0.2%増、4項町たばこ税は増減なしをそれぞれ見込み計上しました。町民税につきましては、前年度の定額減税の反動増を反映しています。

2款1項地方揮発油譲与税から、23ページの8款1項環境性能割交付金までは、直近3カ年の普通交付税算定数値の平均値をもとに、それぞれ見込み計上しております。

22、23ページをお願いします。

9款1項地方特例交付金は、前年度比89.7%減の1136万1000円を計上しました。前年度の町民税の定額減税の補填分がなくなったことによる反動減であります。

10款地方交付税は、前年度比14.1%増の22億8360万2000円を計上しました。前年度は、令和5年度に実施された普通交付税検査により、令和2年度から4年度にかけて交付された普通交付税のうち約2億円が過大交付であったため、令和6年度分で減額調整が行われたことによる反動増であります。

11款交通安全対策特別交付金は、近年の実績を考慮し、前年度比30%の減で見込み計上しました。

12款分担金及び負担金から47ページの15款県支出金までについては、歳出項目と関連がありますので、歳出の説明の中で各所管課長等が説明いたします。

46から49ページをお願いします。

16款財産収入は、1項財産運用収入2433万5000円を見込み計上しました。

48から51ページをお願いします。

17款寄附金は、前年度と同額のふるさと納税（通常）分30億円を計上しました。

18款2項基金繰入金は、財政調整基金、公共施設等整備基金、ふるさと振興基金等をそれ

ぞれ繰り入れするものでございます。

19款繰越金は、前年度と同額の5000万円を見込み計上しました。

52、53ページをお願いします。

20款3項貸付金元利収入は2109万6000円を計上いたしました。

54から57ページをお願いします。

20款5項3目雑入の主なものは、がん検診受診者負担金597万5000円であります。

21款町債は、民生債、衛生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、災害復旧債をそれぞれ事業の財源として計上いたしました。

次に、財政課関連の歳出について御説明いたします。

66から69ページをお願いします。

2款1項3目財政管理費1623万7000円は、庁舎内的一般事務費を計上いたしました。

68から73ページをお願いします。

5目財産管理費1億3449万4000円は、庁舎、公用備品等の維持・管理・保守・改修に要する経費を計上しました。

以上で財政課関連の補足説明を終わります。

○総務課長（小嶋 哲也君） 議案第21号総務課関連について、その補足説明を申し上げます。

60から65ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費5億2507万1000円のうち主なものにつきましては、職員給料、共済組合共済費、雇用保険料等共済費、町村総合事務組合負担金でございます。

2目文書広報費2493万4000円は、行政情報の伝達手段の構築のための事務費を計上いたしました。

82から87ページをお願いします。

9目電子計算費1億8103万円は、自治体システム標準化移行支援業務及び効率的な行政システム作りのための総合行政システム利用料等の計上でございます。

100から103ページをお願いします。

4項3目選挙管理事業1053万6000円は、7月に行われる参議院議員選挙に必要となる経費を計上いたしました。

5項統計調査費1742万円は、国勢調査をはじめ、年度中に行う各種統計調査業務に必要となる経費を計上いたしました。

186、193ページをお願いします。

9款消防費3億600万6000円は、東児湯消防組合負担金、消防団活動等の充実、自主防災組織結成の支援など防災・減災対策に必要となる経費を計上いたしました。

以上で総務課関連の補足説明を終わります。

○まちづくり課長（稻田 隆志君） 議案第21号のまちづくり課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

72から77ページをお願いします。

2款1項6目企画費の一般企画事業596万円のうち、国庫支出金返還金315万円は、令和6年10月22日の豪雨により、床上浸水被害を受けたお試し滞在施設について、事業継続は困難と判断したため、令和2年度の当施設改修工事で活用した国の地方創生推進交付金の一部を返還するものです。

長期総合計画策定事業1582万7000円のうち、基礎調査計画策定業務委託料1435万6000円は、第6次川南町長期総合計画前期基本計画が令和7年度で終了することに伴い、令和8年度から5年間の後期基本計画を策定するものです。

その他、主なものとして、高等学校等就学支援給付金2664万円、新婚家庭生活支援助成金812万4000円、県外からの移住者支援助成金275万円、町内雇用者等生活支援助成金682万5000円、定住促進持家取得助成金2490万円を計上しています。

80から81ページをお願いします。

地域おこし協力隊促進事業3957万4000円のうち、会計年度任用職員報酬1703万2000円は、現在着任している4名の地域おこし協力隊員と新規で3名の隊員を募るための予算を計上しています。

86から87ページをお願いします。

2款1項10目自治振興費の14節工事請負費531万円のうち、通山地区コミュニティセンター外構工事費268万7000円は、敷地を囲むフェンスの改修、設置工事です。コミュニティセンター便座取替工事138万6000円は、中央、通山、東、山本地区コミュニティセンターのトイレ便座をウォシュレットに取り替えるものです。

180から181ページをお願いします。

8款3項2目公共交通費の18節負担金補助及び交付金1833万4000円のうち、広域的コミュニティバス路線補助金1090万円は、高鍋、都農町間のうち川南町内の走行区間を距離按分し負担するものです。タクシー利用料金助成補助金732万円は、令和6年度に実証事業として実施し、一定の効果が得られましたので、令和7年度も継続して行うものです。

以上で、まちづくり課関連の補足説明を終わります。

○福祉課長（河野 賢二君） 議案第21号の福祉課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

108、109ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費のうち、地域福祉計画、地域福祉活動計画策定委託料540万円は、高齢者や障がい者、子どもなどを対象に、地域福祉の推進を図るための基本的指針として策定するものです。

110から111ページをお願いします。

社会福祉協議会補助金5238万6000円は、法人運営事業や地域福祉事業などに対する補助金で、人件費が増加しているなどの理由から増額しています。

112から115ページをお願いします。

3目老人福祉費は、養護老人ホーム措置費1億6280万4000円、シルバー人材センター活動補助金1100万円が主なものです。

116から117ページをお願いします。

5目障害福祉費の障害福祉サービス費は、重度訪問介護等の給付費の増額により、5億4640万4000円を、障害児通所給付費は、放課後等デイサービス費の増額により1億4546万8000円を見込んでいます。

120から121ページをお願いします。

3款2項2目児童措置費の主なものは、私立保育園等委託料（町内分）の4億5189万円、児童手当3億6435万円及び私立幼稚園等給付費1億2007万2000円です。児童手当については、支給対象児童が中学生までであったものが、令和6年10月から高校生までに拡充されたことなどから増額しています。

以上で福祉課の補足説明を終わります。

○町民健康課長（渡邊 寿美君） 議案第21号の町民健康課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

96から99ページをお願いします。

2款3項1目、戸籍住民基本台帳費の12節委託料1315万7000円のうち、14事業の99ページ上から6行目、戸籍振り仮名法制化業務委託料337万8000円と、その下の戸籍端末増設業務委託料150万円は戸籍法改正に伴い、戸籍に記載される振り仮名の通知書作成から発送までの業務委託と戸籍に振り仮名を振るために必要なパソコン1台を増設するための費用です。

106から111ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費の27節繰出金1億6490万5000円は、111ページの1番上の410事業の国民健康保険事業特別会計繰出金で、国民健康保険基盤安定制度に係る国、県及び町の負担分と事務費を川南町国民健康保険事業特別会計に繰り出すものです。

116から117ページをお願いします。

3款1項6目後期高齢者医療費の18節負担金補助及び交付金2億3275万円は、宮崎県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、27節繰出金9332万9000円は、後期高齢者医療保険基盤安定制度に係る県及び町の負担分と事務費を川南町後期高齢者医療特別会計に繰り出すものです。

132から133ページをお願いします。

4款1項2目予防費の12節委託料8112万4000円のうち、413事業の予防接種委託料（定

期) 3340万8000円は、65歳以上の高齢者を対象とした肺炎球菌感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症のワクチン接種委託料に加え、令和7年4月1日から新たに定期接種の対象となる帯状疱疹のワクチン接種委託料1235万4000円も含んで計上しています。

以上で町民健康課関連の補足説明を終わります。

○環境課長（甲斐 玲君） 議案第21号の環境関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

76、77ページをお願いします。

2款1項6目持続可能なまちづくり推進（循環型エネルギーのまちづくり検討）18万3000円は、令和7年度も引き続き、バイオマス産業都市構想や地域脱炭素推進に関する検討協議を行うための予算を計上するものです。

136から137ページをお願いいたします。

4款1項4目環境衛生費10節需用費100万円は、町営墓地の突発的な修繕対応に備え計上するものです。

同じく18節負担金補助及び交付金996万3000円は、西都児湯環境整備事務組合火葬場の負担金です。

同項5目公害対策費334万2000円は、町内河川水等の水質検査委託料278万2000円が主なものです。

同項6目生活排水対策費は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金704万円が主なものです。

次のページをお願いいたします。

同項8目生活用水対策費500万円は、生活用水の施設を独自に管理している組合に対し、生活用水を確保するための施設整備補助金を計上するものです。

4款2項2目塵芥処理費は、2億985万6000円の計上で、141ページの塵芥収集業務委託料5831万円、ごみ袋作成・交付管理委託料1489万3000円、西都児湯環境整備事務組合負担金1億1967万1000円が主なものです。

同項3目し尿処理費6089万1000円は、川南都農衛生組合への負担金です。

以上で環境課関連の補足説明を終わります。

○産業推進課長（河野 英樹君） 議案第21号産業推進課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

146、147ページをお願いします。

6款1項3目18節負担金補助及び交付金、147ページの中段になります。経営開始資金補助金1650万円及び初期投資促進事業補助金2026万5000円は、新たに農業経営を開始する認定新規就農者を対象に、経営開始資金及び施設や機械などの設備投資に対し、国と県が支援を行うものです。

150から151ページをお願いします。

6款1項6目18節負担金補助及び交付金中、151ページの下から二つ目になります。ファイット酪農緊急支援事業補助金1548万円は、酪農生産者に対し、出荷した牛乳1キロ当たり3円を実績に応じて交付するものです。

160から161ページをお願いします。

6款2項2目18節負担金補助及び交付金、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業補助金1223万6000円は、株式会社MORI NOWAがプロセッサ1台の導入費用に対し補助するものです。

164から165ページをお願いします。

6款3項1目18節負担金補助及び交付金165ページの1番上になります。種子島周辺漁業対策事業補助金2561万円は、川南町漁業協同組合が所有する冷蔵冷凍施設整備の改修費用に対し、補助するものです。

次のページ166から167ページをお願いします。

7款1項2目18節負担金補助及び交付金中、167ページの下になります。特産品送料助成金7425万円は、町内の登録店舗で購入された特産品などを町外に発送する際にかかる送料の全額を助成するものです。

168から169ページをお願いします。

同節、電子地域通貨プレミアム分助成金（県単）3000万円は、地域内資金循環を活性化させるために、町内で流通する地域通貨のチャージ額に対しプレミアム分を上乗せして販売するものです。

以上で産業推進課関係の補足説明を終わります。

○農地課長（新倉 好雄君） 議案第21号の農地課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

152から153ページをお願いいたします。

6款1項7目農地費1億2262万6000円のうち主なものは、農村環境の保全整備として、防災重点ため池地震・豪雨体制評価業務委託料2400万円、155ページをお願いします、多面的機能支払事業交付金6421万4000円です。国の交付金事業を活用して、農業の多面的機能の維持・発揮のため、水路・農道等の管理活動や農村環境保全などの共同活動に対して支援していくものです。農業農村整備事業の推進として、尾花地区排水路測量設計調査業務委託料1650万円、東原地区土砂崩壊防止工事330万円、唐瀬原地区保全排水路安全施設改修工事210万円です。

6款1項10目国営土地改良事業費9174万8000円のうち主なものは、157ページをお願いします。国営尾鈴土地改良事業で整備された切原ダム及び青鹿ダム等の設備等保守点検委託料2308万3000円で、水管理システム等の保守点検を行うものです。

西の別府・十文字幹線用水路補修工事510万円は、川南原土地改良区が管理する幹線用水路の補修工事を水利施設管理強化事業により実施するものです。

尾鈴土地改良区連合強化支援費補助金675万9000円及び川南原土地改良区強化支援費補助金730万円は、国営事業で造成された施設を管理する土地改良区に対し、多面的機能の強化支援として、水利施設管理強化事業を活用して補助するものあります。

尾鈴土地改良区運営費補助金1657万6000円は、国営尾鈴土地改良事業及び関連県営事業で整備した施設を管理する尾鈴土地改良区に対する運営費補助金です。

川南原地区国営施設応急対策事業基金積立金2567万7000円は、国営事業で実施される幹線用水路応急対策事業の町負担金の財源となる基金積立金です。

応急対策事業は、令和7年度で完了の見込みです。完了後事業費が確定しましたら、令和7年度補正予算において、基金を財源とした繰上償還を予定しています。

6款1項11目県土地改良事業費1億292万5000円のうち主なものは、尾鈴土地改良事業関連県営事業費負担金で、通山・坂の上地区1464万円、大内原地区640万5000円、西光原・国光原地区3294万円、十文字地区2745万円で、町の負担率は18.3%です。

県営平下地区負担金2050万円は、令和4年度に採択された基幹農道整備事業及び農地保全排水整備事業の町負担金です。町の負担率は、農道事業が10%、排水事業が21%であります。

以上で農地課関係の説明を終わります。

○建設課長（黒木 誠一君） 議案第21号建設課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

176、177ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費の12節委託料のうち主なものは、町道維持管理業務委託料2000万円で、幹線町道の草刈り及び町道補修業務を川南土木業協会等に委託します。

次に、14節工事請負費のうち主なものは、睦・甘付線排水路改修工事延長200メートル1500万円で、塩付工業団地内町道の雨水排水改善のための工事を行います。

次に17節備品購入費961万7000円は、バックホウ及び回転式フォークで、道路維持作業に使用するため、平成3年度に購入したもののが更新になります。

178、179ページをお願いします。

8款2項3目道路新設改良費の14節工事請負費のうち主なものは、町道舗装打替え工事の令和7年度で完了します垂門・甘付線舗装打替え工事3913万1000円で、清水公民館より北側へ延長850メートルを行うものです。

次に、町道改良工事（単独）2150万円のうち主なものは、町営新橋住宅近隣分譲地の歩道を確保するため、令和6年度に引き続き、二ツ橋・新橋線道路改良工事延長100メートルを行うものです。

次に、町道改良工事（補助）の工事請負費8283万円は、令和7年度で完了します下野田・

勝司ヶ別府線道路改良工事延長30メートル1500万円と道路改良により不要となった旧南下野田橋撤去工事3000万円です。同じく通学路として歩道設置要望があります小池・西ノ別府線道路改良工事延長70メートル2080万円と中里・野田原線道路改良工事1703万円は、広域農道から東へ60メートル分を行います。

次に、未舗装道路改良工事2000万円は、通山小学校南側の通山中線道路改良工事延長190メートルを行うものです。

182、183ページをお願いします。

8款3項3目都市公園費の12節委託料700万円は、運動公園プール解体及び多目的広場整備工事設計業務委託料です。プールの跡地活用と運動公園各種利用団体より多目的広場（ウォーミングアップ広場）の整備要望が出ているためです。

次に14節工事請負費9500万円のうち主なものは、運動公園南側駐車場改修工事4400万円の屋根付多目的運動場南側駐車場を20台から57台へ増設する工事と、運動公園園路照明施設設置工事4700万円の照明施設を設置する工事です。

184、185ページをお願いします。

8款3項5目都市下水路費の12節委託料420万円は、都市下水路管路修正設計業務委託料です。町中心部を流れる都市下水路が老朽化しているため、平成29年度作成した全体改修計画の一部を工事実施に向けて見直すものです。

8款4項1目住宅管理費の18節負担金補助及び交付金690万円は、木造住宅耐震化リフォーム支援事業補助金で、民間木造住宅の耐震補強工事に1件当たり115万円補助するものです。

186、187ページをお願いします。

14節工事請負費4890万円のうち主なものは、番野地住宅リフォーム改修工事3戸分2850万円の室内改修やガス給湯器等の設置を行う工事と、さくらが丘住宅に24戸分ガス給湯器取替工事1200万円です。

次に、町営住宅共同アンテナ改修工事5220万円は、番野地住宅、豊原住宅、山本住宅を共同アンテナに改修する工事です。

228、229ページをお願いします。

11款2項1目道路橋りょう災害復旧費の14節工事請負費2600万円は、令和6年10月22日の豪雨により被災した運動公園プール南側の垂門・甘付線の復旧工事です。

以上で、建設課関連の補足説明を終わります。

○教育課長（三好　益夫君） 議案第21号の教育課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

120、121ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費児童クラブ運営業務委託料5711万5000円は、町内に5カ所開

設している放課後児童クラブの運営委託料です。

182、183ページをお願いします。

8款3項3目都市公園費運動公園管理委託料1085万9000円及び野球場整備委託料1303万5000円は、事務の補助執行を行う川南町運動公園及び高森近隣公園の管理を行う業務委託です。川南町運動公園内野球場が令和9年に開催される国民スポーツ大会におきまして軟式野球の会場の一つとなっております。

202、203ページをお願いします。

10款2項小学校費2目教育振興費消耗品費1209万6000円は、小学校分の指導書の費用を計上しております。

204、205ページをお願いします。

学校給食費特別対策事業支援金4116万5000円は、給食無償化のための費用で、川南町学校給食会へ支払われるものです。令和7年度の学校給食費は、小学校が1食当たり297円、月額5,400円、中学校が1食単価335円、月額6,000円と給食会理事会にて決定されております。

208、209ページをお願いします。

10款3項中学校費2目教育振興費消耗品費1395万円は、中学校の教科書が改定となるため、指導書等の費用を計上したため、増額となっております。

中学校入学支援金1600万円は、小学校費で計上している小学校入学支援給付金600万円と合わせ、町内の小・中学校に入学する児童生徒の保護者に対して給付するものです。また併せて、町内に在住する保護者のお子さんが町外の学校に入学する場合も同様に給付の対象としております。学校給食特別対策事業支援金2914万5000円は、給食無償化のための費用です。

218、219ページをお願いします。

10款4項社会教育費2目文化施設費文化ホール監視カメラ設置工事1500万円、文化ホール・図書館洋式トイレ改修工事1027万6000円は、長寿命化計画に基づき、計画的に施設改修を行うものです。期間は令和8年度までを予定しております。図書館文化ホール複合施設指定管理料8250万円は、指定管理期間3年間の2年目の指定管理料を計上しております。

226、227ページをお願いします。

10款5項保健体育費3目学校給食費給食調理等業務委託料5258万円は、契約期間が令和7年7月31日までの分と、令和7年8月1日からの分を合算して計上しております。来年度は3年間の契約が更新となります。

228ページ、229ページをお願いします。

共同調理場炊飯システム一部機器更新工事1377万2000円は、設備の老朽化に伴い更新を行うものです。

以上で教育課関連の補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

午後0時14分散会
